

障害者権利条約批准と国内法整備から、「手話言語法」の制定へ

2006年12月 国連承認

日本政府 署名
(2007年9月)

日本政府 批准
(2014年1月)

第2条 手話＝言語

第9条 手話通訳

第21条 意思疎通
(自由とアクセス)

第22条 意思疎通
(プライバシー)

第24条 教育

第30条 文化
(手話 ろう文化)

国内法の整備

改正障害者基本法(2011年8月5日施行)
障害者総合支援法(2013年4月1日施行)
障害者差別解消法(2016年4月1日施行)

手話言語法

情報・コミュニケーション
保障法

参考:韓国・フィリピンでは国連の勧告
により手話言語法を制定

豊かな言語社会へ

豊かなコミュニケーション社会へ

社会モデル

多様な社会

障害のない人に合わせる、
障害のある人を排除する
社会から、障害のある人も
ない人も共に暮らせる地
域社会を創る社会へ！

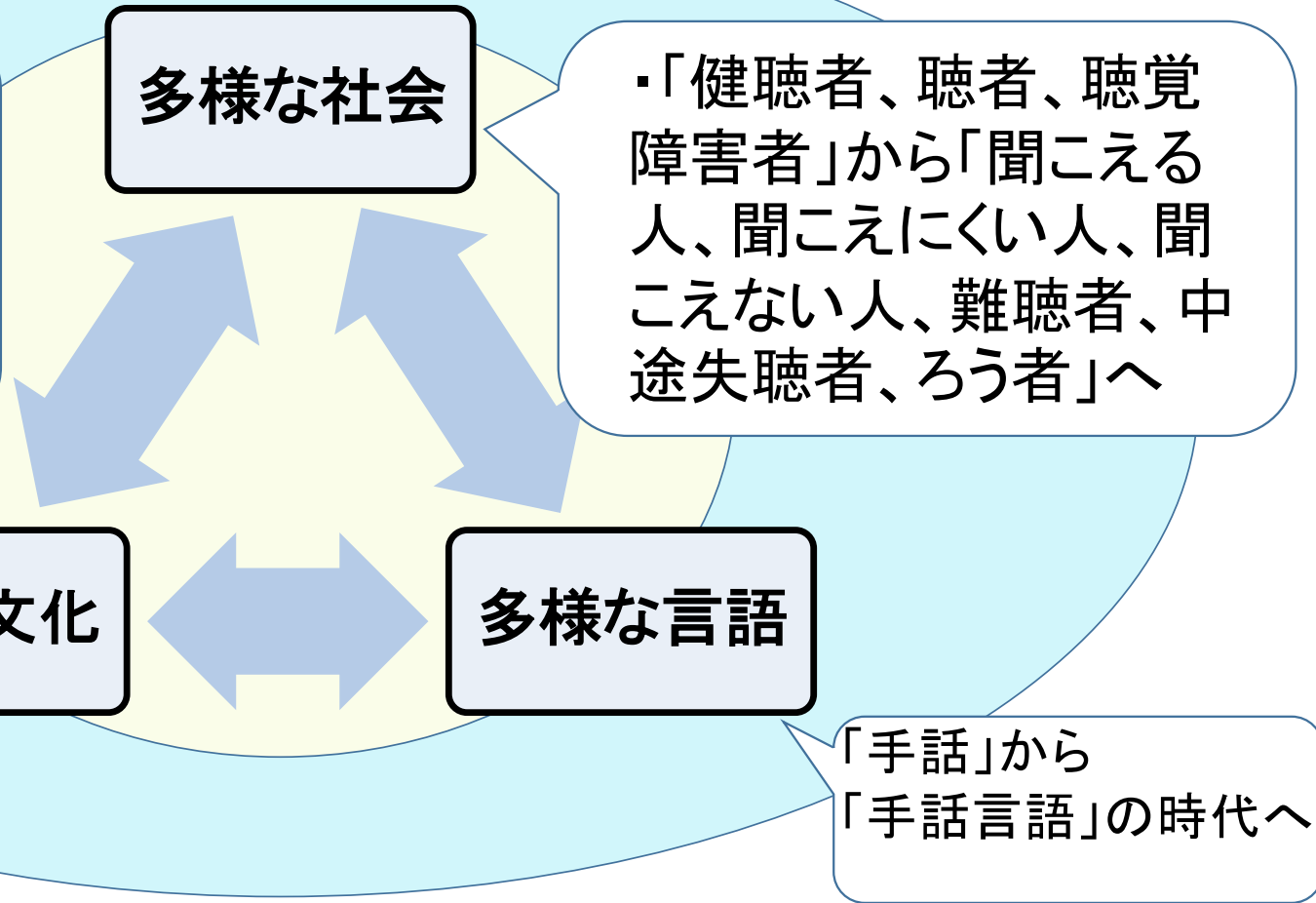
・「健聴者、聴者、聴覚
障害者」から「聞こえる
人、聞こえにくい人、聞
こえない人、難聴者、中
途失聴者、ろう者」へ

多様な文化

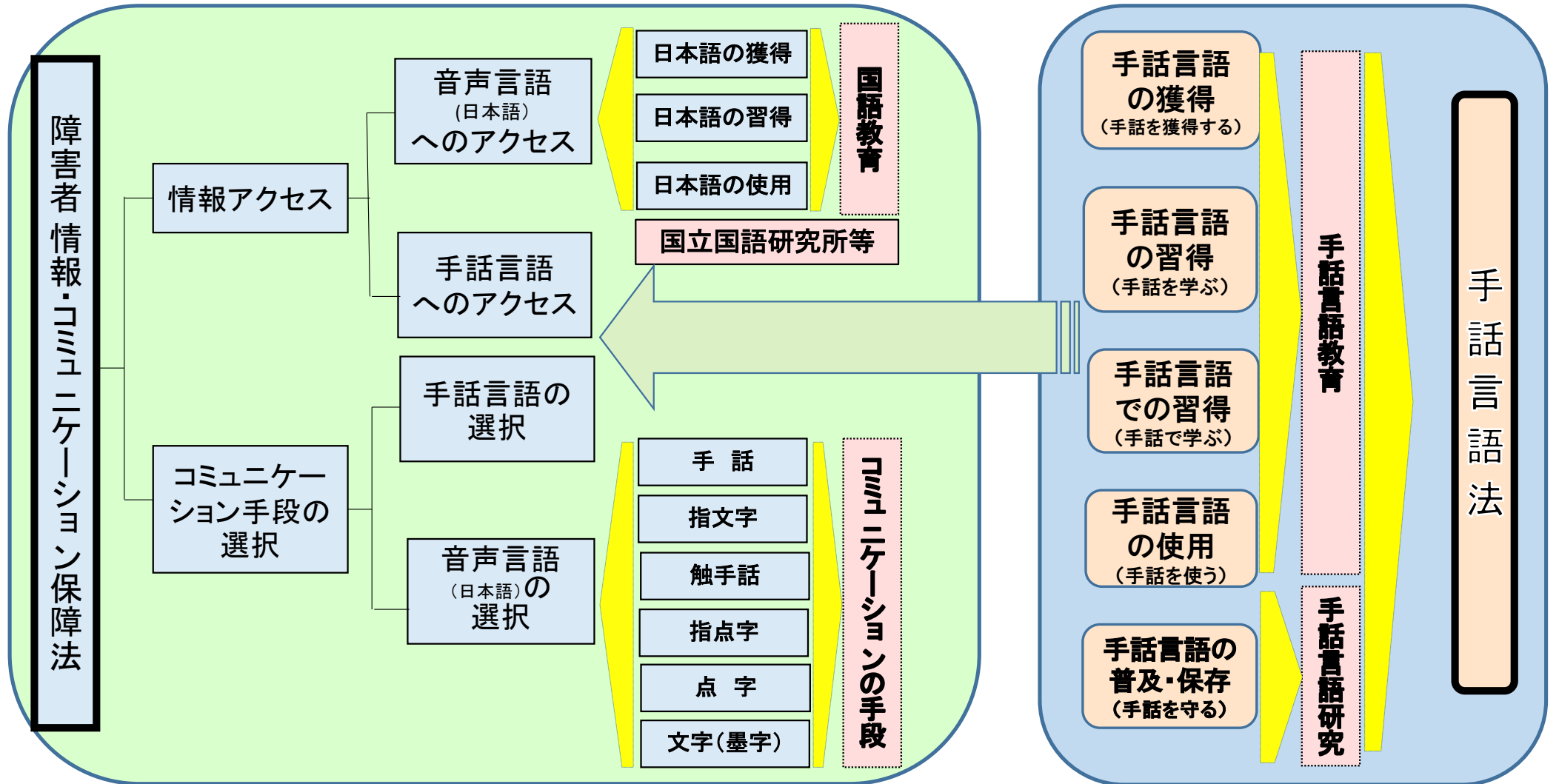
ろう文化・手話言
語文化の普及、
発展を！

多様な言語

「手話」から
「手話言語」の時代へ



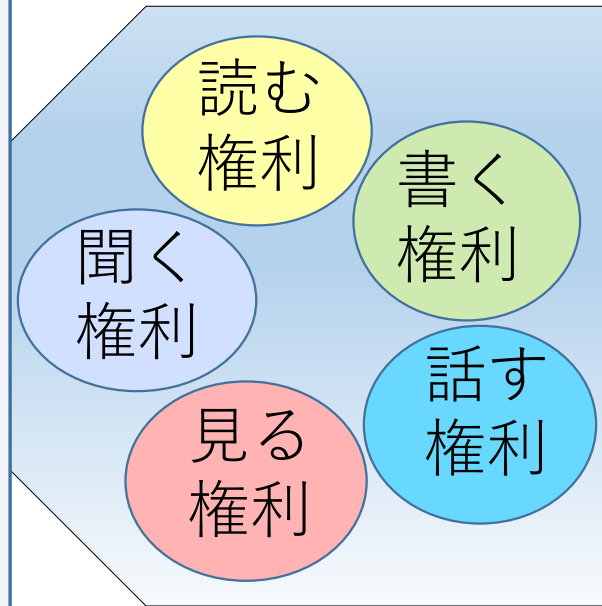
「障害者 情報・コミュニケーション保障法」と「手話言語法」



障害者情報アクセシビリティ ・コミュニケーション保障法

手話言語法

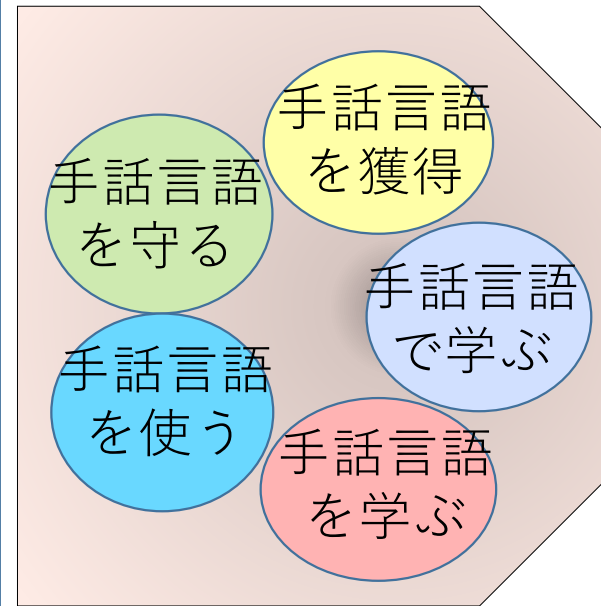
障害者の完全な社会参加の実現



放送
通信
交通
建物利用
災害防災
映像文化
活字文化
地域社会
医療・保健・
介護
教育・療育
労働・雇用
住居
(住まい)
相談
スポーツ
芸術
政治参加
司法

ろう者・難聴者・中途失聴者・盲者・弱視者・知的障害者・精神障害者・発達障害者等の情報アクセス保障やコミュニケーション手段の選択の機会保障

放送
通信
交通
建物利用
災害防災
映像文化
手話文化
地域社会
医療・保健・
介護
教育・療育
労働・雇用
住居
(住まい)
相談
スポーツ
芸術
政治参加
司法



手話言語使用者の完全な社会参加の実現

情報・コミュニケーション条例と 手話言語条例の違い

<情報・コミュニケーション条例>

- ・情報の受け取りと発信の
機会の保障
- ・コミュニケーション手段の
選択権

コミュニケーションバリア・情報
バリアを抱えるすべての障害者
が対象

<手話言語条例>

- ・言語の選択権
(手話言語)
- ・手話言語の発展
(研究と保存)

手話を使用するろう者及びすべての
の人が対象

手話言語の記述について

障害者権利条約から

第二条 定義

「言語」とは、音声言語及び手話その他の非音声言語をいう。

障害者基本法から

第三条 3項

全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が拡大が図られること。

ドン・マッケイ（国連特別委員会議長）

障害者権利条約に関する審議のなかで、聴覚障害のある方々にとって手話がこの上もなく重要なものであること、また手話が言語としてかけがえのない役割を担うものであることは、明確に認識されております。

鳥取県手話言語条例

【目的】

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

【手話の意義】

手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。

神奈川県手話言語条例

（基本理念）

手話の普及等は、手話が、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現のための意思疎通及び情報の取得又は利用の手段として必要な言語であることについての県民の理解の下に、推進されなければならない。

群馬県手話言語条例

【手話の意義】

手話は、ろう者が自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性を涵(かん)養し、及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であると理解するものとする。

全国の市手話言語条例

【石狩市手話に関する基本条例】

手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、耳が聞こえない、聞こえづらいろう者が、物事を考え会話をする時に使うものとして育まれてきた。

【松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例】

手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。

【郡山市手話言語条例】

人間は、言語によって自分の思いや考えを伝え、社会生活を営んできました。手話はろう者が手指の動きや表情などを使って、概念や意思を視覚的に表現する言語です。

【神戸市みんなの手話言語条例】

手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語として、ろう者にとって豊かな社会生活を営むために大切に受け継がれてきたものです。

手話を言語として 記述した事例等

世界と日本の言語学辞典から

手話言語は視覚的身振り言語であり、音声言語は聴覚的発声言語である。 (The MIT Encyclopedia of cognitive Sciences)

手話言語とは、ろう者間またはろう者と健聴者間に使用される、非音声の、手指の動きを中心とした身振りの一定の体系に基づいた言語である。
(言語学大辞典：三省堂)

国語辞典から (手話の記述)

【大辞林】 聴覚障害者の言語。音声言語とは異なる文法をもつ。

【三省堂国語辞典】 耳の不自由な人が決まった手ぶりや表情などで話をするための言語。

【日本国語大辞典】 言語の表現様式の一つ。

【広辞苑】 ろう者によって用いられる、手の形、動き、位置などによって意味を伝える言語。

国立特別支援教育総合研究所

手話は聞こえない人々のコミュニケーションの中で生まれ、発展してきた言語であり、コミュニケーション手段です。

手話を言語学的に研究、またはしている団体、研究会、高等教育機関、セミナー等 (日本)

日本手話学会、全国手話研修センター日本手話研究所、国立民族学博物館、国立情報学研究所、東京大学、一橋大学、日本社会事業大学、桜美林大学、慶応大学、筑波技術大学等多数

手話を言語学的に研究している団体、研究会、高等教育機関、セミナー等 (海外)

国際手話学会、ギャローデッド大学、ハンブルグ大学、ロンドン大学、セントラル・ランカシャー大学、香港中文大学、ラドバウド大学 (オランダ)、ジョージタウン大学、マッコリー大学 (オーストリア) 等

手話を言語として規定している国

【憲法】 オーストリア、フィンランド、ハンガリー、ポルトガル、ケニア、ウガンダ
【手話言語法】 ベルギー、ニュージーランド、キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スエーデン

言語学の立場から

手話は人間のもう一つの言葉であり、人間の証明なのです。言語学者による手話研究も進み、手話の言語学特質も徐々に、明らかにされています。手話は自己を適切に、そして高度な知的、情緒的活動を十分に表現しうる言語組織をもっていると考えられます。

言語学者 本名信行 (青山学院大学名誉教授)

医学の立場から

「ことば」には、聴覚を介して習得する聴覚言語と、手話のように視覚を介して習得する視覚言語がある。

医学者 田中美郷 (帝京大学名誉教授)

教育学の立場から

聴覚障害者の教育では健聴者と同じ内容を習得させるばかりでなく、聴覚障害者であるが故に学ばなければならぬ内容もあり、その代表が手話言語の学習です。

教育学者 小畑修一 (国立大学法人筑波技術大学名誉教授、元筑波技術短期大学長)

脳科学の立場から

ろう者を対象とした fMRI 研究では、「文法処理」が音声言語だけでなく手話の統語処理でも必要とされる明確な証拠がある。

脳科学者 酒井邦嘉 (東京大学大学院教授)

鳥取県手話言語条例に関連した取組

○ 条例の普及

条例を紹介するテレビCM、リーフレット、DVD 等
→ 条例の趣旨とともに、手話の歴史やろう者の実態等を普及

○ 学校での手話の普及、環境整備

全ての児童生徒へ学習教材配布、聾学校教職員への手話学習支援 等
→ 手話学習と手話・ろう者への理解、ろう児の教育環境改善

○ 県民への手話の普及

県民向け手話講座、手話学習DVD、手話動画、事業所内手話学習支援 等
→ 手話への関心を高め、手話に触れ、手話を学ぶ機会の創出

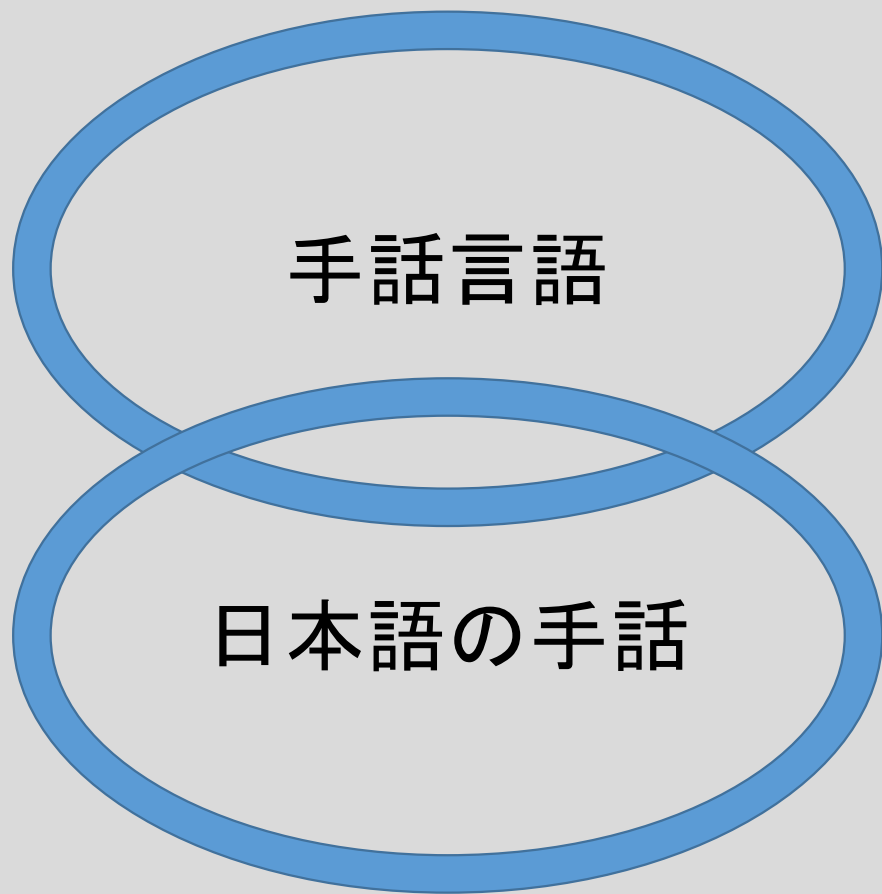
○ 手話を使いやすい環境整備

遠隔手話通訳サービス、手話通訳者の養成強化・処遇改善、聴覚障がい者センター 等
→ ろう者への意思疎通支援の充実・強化、支援拠点整備

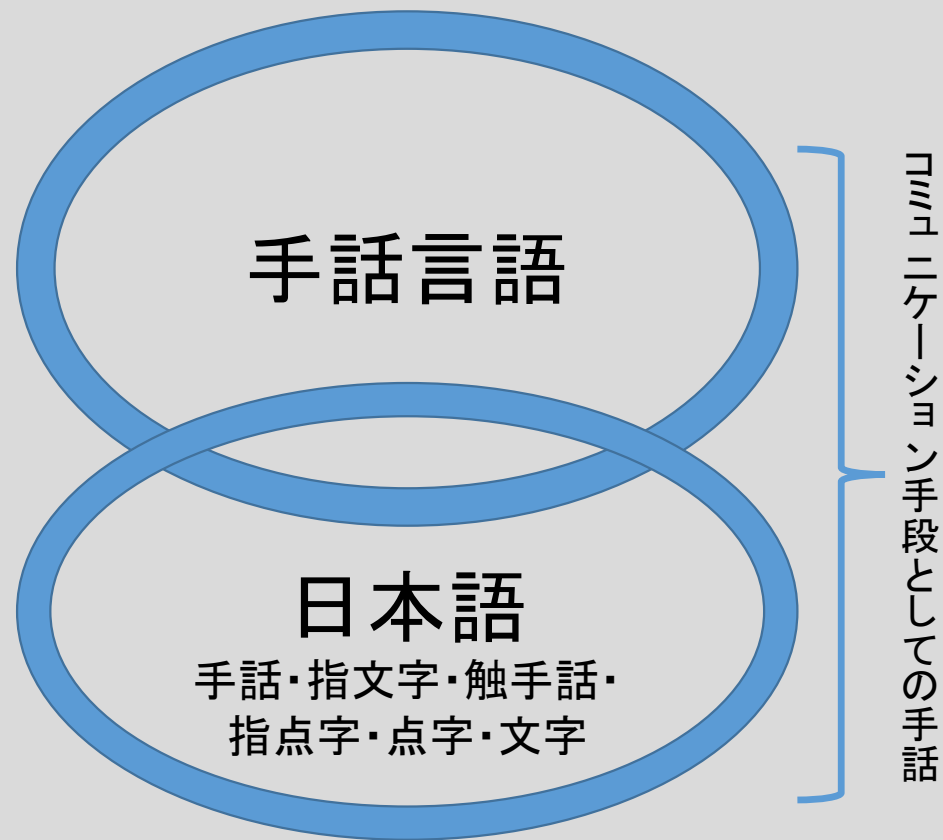
○ 手話による情報発信

知事会見インターネット中継の手話通訳配置、県主催イベント等の手話通訳等配置 等
→ 情報バリアフリー

「言語がちがう」こと



コミュニケーション手段 の選択



世田谷区多様性を認め合い

男女共同参画と多文化共生を推進する条例 解説(第2版)

この解説は、区民、事業者の皆さんに本条例の趣旨や内容を的確にご理解いただき、ご活用いただくことによって、本条例が多様性を認め合い、人権を尊重するとともに、男女共同参画並びに多文化共生の地域社会を築くための指針となることを願って作成したものです。

Q4：多様性を認め合い、人権が尊重される社会の具体的なイメージは？

A：「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や国籍、民族等の異なる人々の文化的違いにとらわれることなく、自らの意思で生き方を選択できる社会のことです。例えば、育児・介護等と両立しながら、自分の能力を十分に発揮して働き続けたいと思っている方が働き続けられるような社会、また外国人等が地域でいきいきと暮らしていける社会など、個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合う社会を目指します。

(性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる差別の解消等)

第7条 何人も、性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる不当な差別的取扱いをすることにより、他人の権利利益を侵害してはならない。

2 何人も、公衆に表示する情報について、性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる不当な差別を助長することのないよう留意しなければならない。

【Q&A】

Q19:「性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる不当な差別的取扱い」とは、具体的にどのようなものが含まれるのか?

A:「性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる不当な差別的取扱い」には、直接的であるか間接的であるかを問わず、また、差別の意識のあるなしに関わらず、結果として性別等による差別、文化的違いによる差別的取扱いになるものが含まれます。例えば、「結婚や妊娠をしたことを会社に報告したら解雇された」、「外国人であることを理由に、アパートの入居を断られた」などのケースが考えられます。「男だから、女だから、外国人だから」といった意識を見直し、区民一人ひとりが個性と能力を発揮できる地域社会をめざしてまいります。

【Q&A】

Q25：それぞれ具体的にどういった施策を展開していくのか？

A：より具体的な内容につきましては、行動計画に取り組むべき施策を掲げていますが、以下のとおり、第1～10項について区の考え方を示します。

(6) 外国人、日本国籍を有する外国出身者等（次号において「外国人等」という。）への情報の多言語化等によるコミュニケーション支援

外国人が地域社会で自立した生活を送るために必要な日本語を習得できるよう、学習機会の拡充や、必要に応じて日本語の支援を行います。また、多くの区民が利用する場所のサイン等について、多言語化を推進するとともに、「やさしい日本語」やルビの普及に努めます。

(7) 外国人等が安心して安全に暮らせるための生活支援

外国人が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるように、生活相談のための窓口を運営するとともに、教育、住宅、就労など、地域で暮らすうえで必要不可欠な生活基盤の充実を図ります。

(8) 外国人等の交流の促進等による多文化共生の地域づくりの推進

地域住民との相互理解を深めるための様々な交流事業の開催や、外国人が活躍できる場をつくることにより、地域の多文化共生を推進します。

(9) 外国人等の社会参画及び社会における活躍を推進するための支援

外国人が地域住民の一人として地域社会に参加・活躍できるように、地域コミュニティやボランティア活動への参加を促します。

(10) 国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる偏見又は不当な差別の解消

多様な文化を理解し合える交流イベント等を開催し、区民一人ひとりが互いの文化について相互理解を深め、人権を尊重し合いながら共に暮らしていける多文化共生の意識づくりを推進します。